

# Step 3 景観づくりを考える

Step 1

身の回りの  
景観を調べて、  
知る

Step 2

八王子市の  
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

Step 4

よりよい景観づくり  
に向けて工夫する

具体的に景観づくりを進める上では、景観を知り (Step 1)、地域ごとの方針や資源等を踏まえて (Step 2)、取り組むことが重要です。

右図のように、計画対象地の周辺の景観の状況を地図上に整理するなどして、周辺の公園などからの見え方や周辺のまち並み、景観資源などとのつながりを考えながら、景観づくりを進めていきましょう。

ここでは、景観づくりを考える上で大切な、景観資源の保全・活用やまち並みづくりの方針を示します。



周辺の景観把握イメージ

## 1. 景観資源の保全・活用に関する方針

本市には、寺社や農家の屋敷林、歴史的な建造物、旧街道の面影を残すまち並み、緑地や樹木、湧水等、地域の景観づくりを進める上での核となる景観資源が多くあります。

本市では、地形的な特徴から、浅川等の水辺や橋りょうから山並みや丘陵地への眺望、丘陵地の尾根筋・高台から市街地への眺望等が得られます。季節や時間の変化に応じて様々な表情を見せる眺望は、多くの市民に親しまれています。

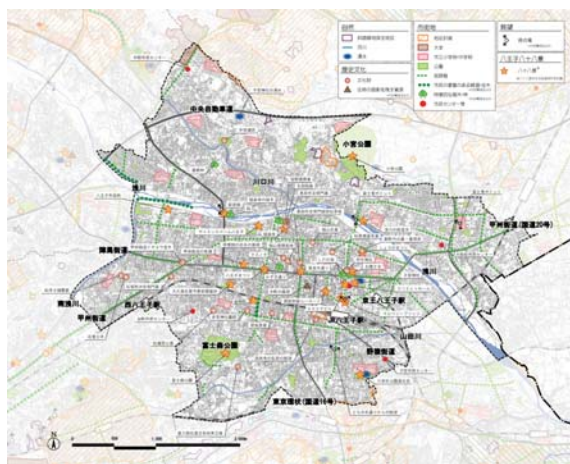
これらを八王子らしさや地域らしさを印象づける景観資源として保全・活用して地域の魅力を高めていくことが大切です。

### 配慮すべき景観資源の例

- ・自然：河川や湧水などの水辺、樹林地や斜面緑地、緑地等保全に係る地区指定区域
- ・歴史文化：指定・登録文化財、地域の歴史的な面影を残す建造物、遺構など
- ・市街地：特徴的な樹木、街路樹、緑道・並木、公園、地区計画など独自のルールをもつ地区、小学校、中学校など公共公益施設
- ・八王子八十八景
- ・眺望

※配慮すべき景観資源の例示を、【景観計画p13~38】の中で地域別の景観資源図として示していますので、参照してください。

※その他、計画地の周辺には様々な特徴的な景観資源がありますので、事前に確認してください。

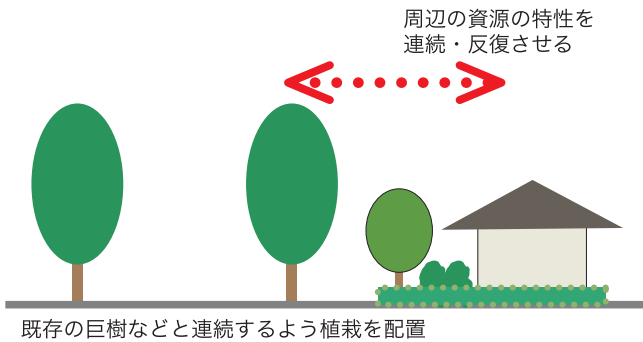


景観計画の中で示されている景観資源図の例 (中央地域)

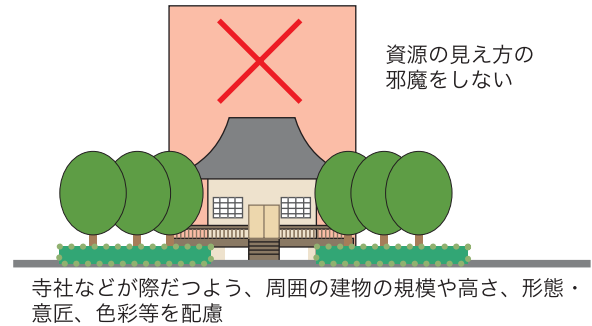
## (1) 景観資源（眺望を除く）の保全・活用の方針

周辺や計画地に景観資源がある場合は、次に示すような考え方を参考に、景観資源を保全・活用してください。

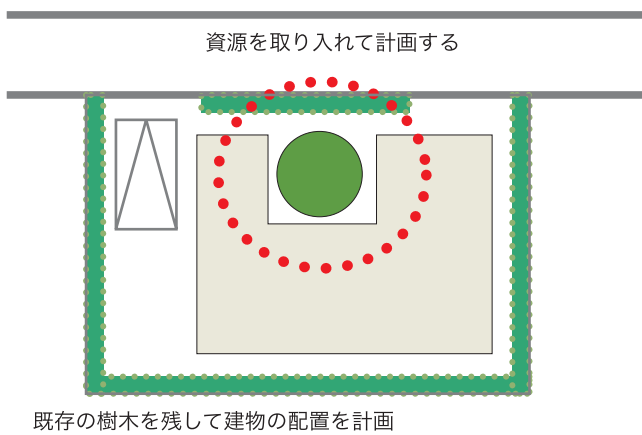
### ○資源の特性を連続・反復させる



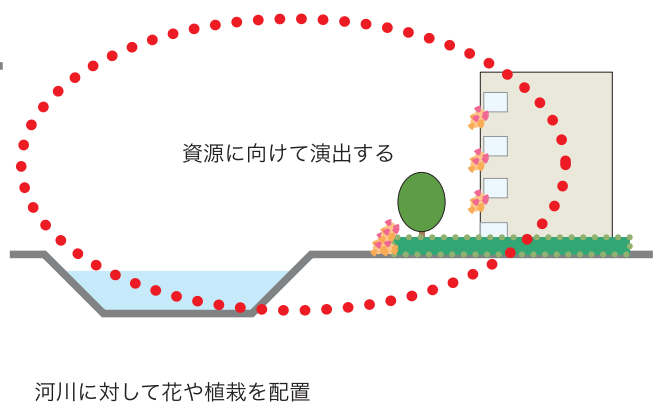
### ○資源を阻害しない



### ○資源を取り入れる



### ○資源を引き立てる

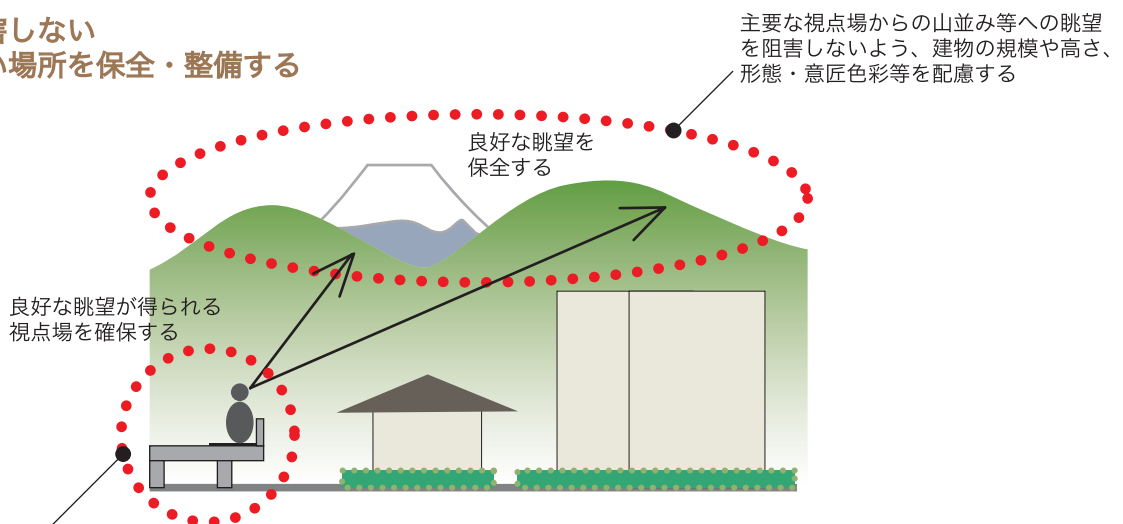


## (2) 景観資源（眺望）の保全・活用の方針

計画地周辺から良好な眺望が見られる場合は、次に示すような考え方で景観資源を保全・活用してください。

### ○眺望を阻害しない

### ○眺望のよい場所を保全・整備する



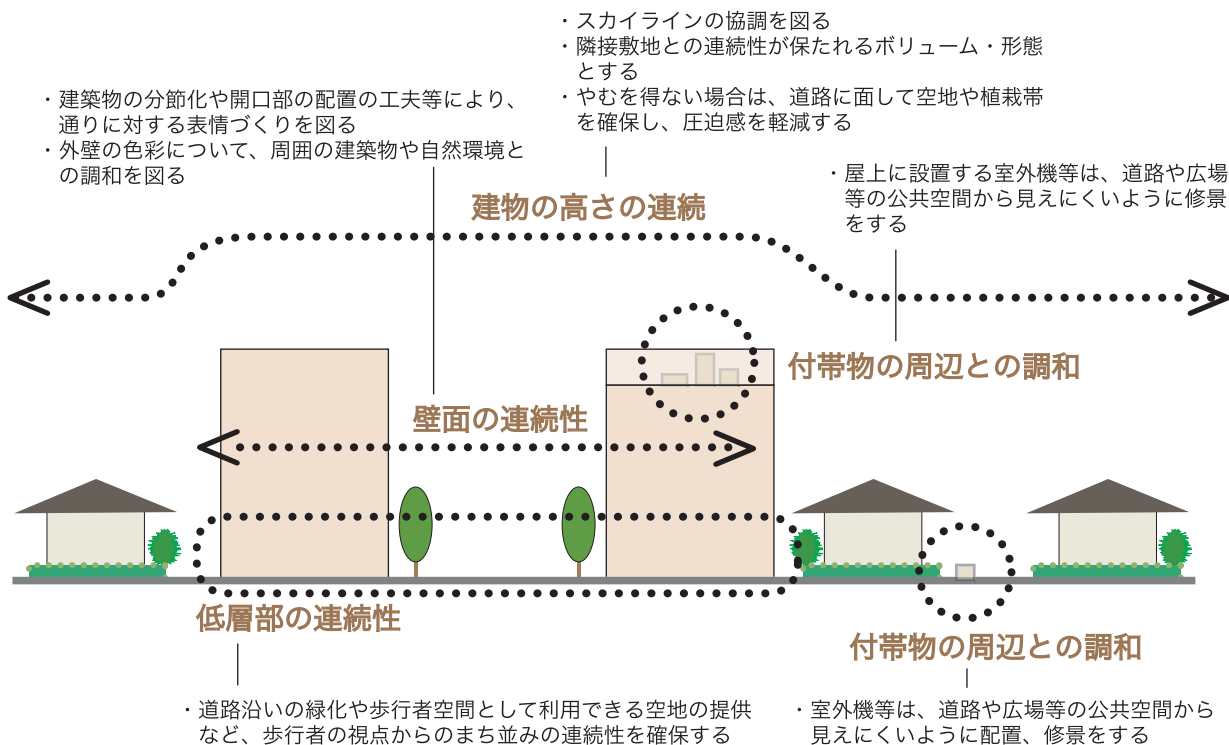
山並み等への良好な眺望が得られる視点場は、多くの方が眺めることができ、ゆっくり眺められるような場所を保全・整備する

## 2. まち並みづくりに関する方針

建築物や工作物などは、まち並みを印象づける重要な要素であり、魅力的なまち並み形成に資するよう周辺との関係性に配慮したデザインが大切です。

### (1) まち並みを構成する要素の相互の関係性に関する方針

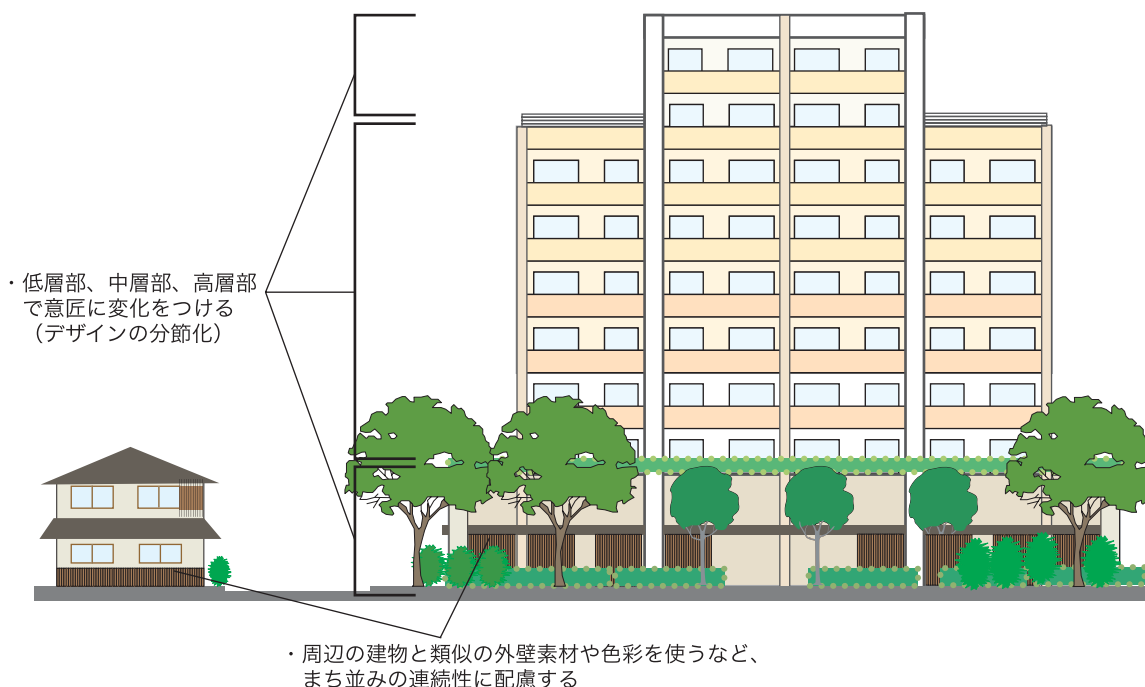
周辺の自然環境や建築物等との関係性に配慮してデザインを考えることが大切です。



### (2) 建築物等による景観づくりの方針

計画する建築物等の規模に応じて周辺の景観への影響を考慮し、デザインを工夫するなどの配慮が必要です。

#### ○大規模建築物の景観づくりへの配慮の考え方



Step 1

身の回りの  
景観を調べて、  
知る

Step 2

八王子市の  
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

Step 4

よりよい景観づくりに  
向けて工夫する

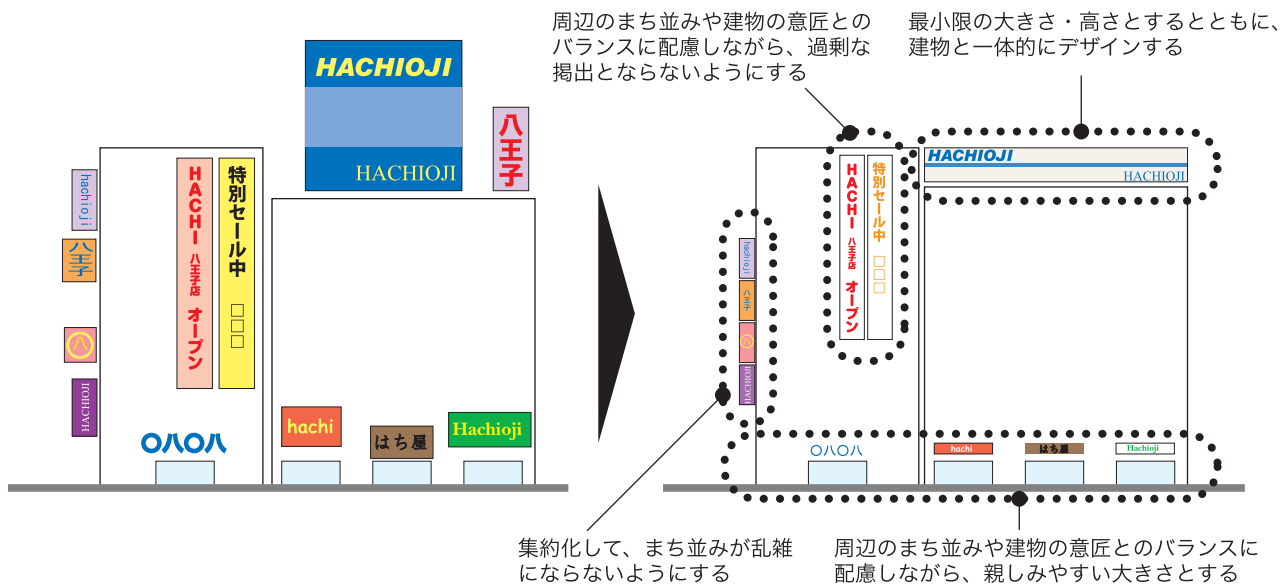
### (3) 屋外広告物に関する方針

屋外広告物は、良好な景観づくりを進める上で重要な要素の1つであり、自然景観や地域のまち並みと調和した表示・掲出が求められます。

○屋外広告物は、その規模、位置、色彩等のデザインが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。

※重点地区については26ページの方針を考慮して取り組んでください。

○建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとなるようにする。



まち並みの連続性に配慮して、屋外広告物の大きさなどを揃えた例（八王子市）



建物の意匠との調和を図り、屋外広告物の大きさや色彩などを工夫した例（世田谷区）



広告物の下地の色を建物外壁の色彩と調和させた例（小田原市）



屋上設備の修景用の壁面を利用し、屋外広告物を建物の意匠と調和させた例（新宿区）

○自然や歴史的な景観資源の周辺では、資源への眺めを損ねない表示・掲出とし、景観資源と調和した規模・位置、色彩等のデザインとする

Step 1

身の回りの  
景観を調べて、  
知る

Step 2

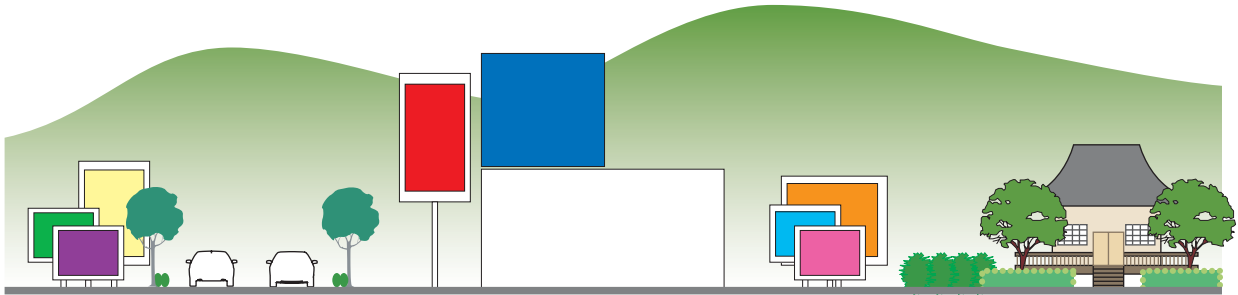
八王子市の  
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

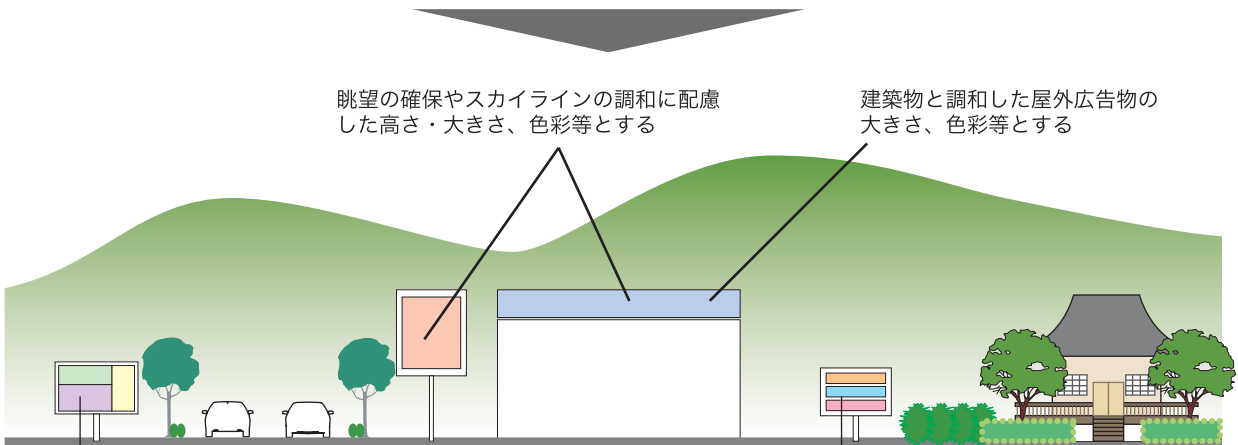
Step 4

よりよい景観づくり  
に向けて工夫する



眺望の確保やスカイラインの調和に配慮した高さ・大きさ、色彩等とする

建築物と調和した屋外広告物の大きさ、色彩等とする



集約するなどして、まち並みとの調和を図る

緑や歴史的資源等に配慮した大きさ、色彩等とする



歴史的な資源に配慮して、屋外広告物を集約して大きさや色彩などを工夫した例 (小布施町)



住宅地の環境に配慮して屋外広告物の大きさや高さ、照明の明るさを工夫した例 (世田谷区)



沿道の景観に配慮して、屋外広告物のコーポレートカラーの仕様を工夫した例 (秦野市)



周辺の景観資源に配慮して、自動販売機の色を工夫した例 (倉敷市)

## 重点地区における方針

### ■甲州街道沿道地区

賑わいの中にも、風格や親しみが感じられる景観を形成するため、屋外広告物は、建築物のデザイン等との調和を図りつつ、甲州街道の通りとして統一感の感じられる表示・掲出とする。

### ■中心市街地環境整備地区

建築物群で構成される地区や通りごとの個性を活かし、まち並みの表情をつくるよう配慮した、屋外広告物の表示・掲出とする。

### ■高尾駅・多摩御陵周辺地区

屋外広告物は、南浅川や多摩御陵への眺望等に配慮し、開放的で潤いのある自然景観を損ねない表示・掲出とする。



建築物のデザインと調和させた屋外広告物の例  
(中心市街地環境整備地区)

### ■高尾山参道周辺地区

高尾山の参道として、賑わいの中にも高尾山の自然と歴史文化を感じさせるまち並みとなるよう、屋外広告物は、建築物の和風のデザインとの調和を図りつつ、統一感のある参道らしさの感じられる表示・掲出とする。

### ■裏高尾・小仏地区

屋外広告物は、山地に囲まれた旧甲州街道の、ふるさとも感じさせるのどかな景観を損ねない表示・掲出とする。

### ■浅川沿川地区

屋外広告物は、水辺や背景となる山並み・丘陵地への眺望に配慮し、浅川の開放的で潤いのある景観を損ねない表示・掲出とする。



地域に多く見られる白の背景に墨文字のデザインの屋外広告物の例  
(高尾山参道地区)

## 地区の特性を活かした屋外広告物による演出

多くの人が利用する地区、自然豊かな地区、歴史的なまち並みが広がる地区等、個性にあふれた地区においては、周囲への配慮だけでなく、地区特性を積極的に活かした屋外広告物の掲出も大切です。他都市では、地区の特性を積極的に活かした事例が見られます。



商店街としての連続性やにぎわいを演出するため、店舗の特徴をサインとして示し、デザインや規模を揃えた例 (弘前市)



神社の多い地区の特性を活かして、上部の照明パネルを和紙調とし、木製ルーバー等による演出例 (京都市)

#### (4) 土地利用類型別の景観づくりの方針

地域は大きく自然景観と市街地景観に区分して捉えることができますが、市街地の景観を考える上で、景観のまとまりや特性に応じた景観づくりを進めていくことが重要です。

ここでは、本市の都市計画マスタープランの土地利用方針や景観のまとまり等を踏まえ、景観の特性を自然系土地利用と、住居系市街地、商業系市街地、工業系市街地、沿道系市街地に区分し、それぞれの基本的な方針を示します。

Step 1

身の回りの  
景観を調べて、  
知る

##### ■自然系土地利用の景観づくり

###### 【対象】

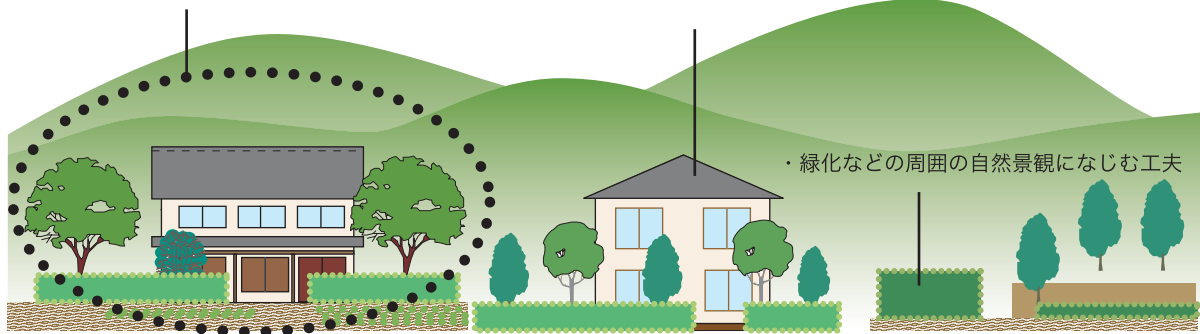
山地や山林、市街地近郊の斜面緑地、農地やその周辺

###### 【方針】

- ・ 山岳や渓谷等の自然美を保全する
- ・ 山並みを借景とした緑豊かな景観を形成する
- ・ 農地や斜面緑地の適切な維持管理により、潤いのある景観を形成する
- ・ 自然との調和や眺めに配慮した景観を形成する

・ 歴史的な建築物や石積みの外構、集落に継承されている建物の配置など、落ち着いた集落景観の保全

・ 自然景観に違和感を与えない規模や色彩など、形態意匠などの工夫



Step 2

八王子市の  
景観づくりを知る

Step 3

景観づくりを考える

##### ■住居系市街地の景観づくり

###### 【対象】

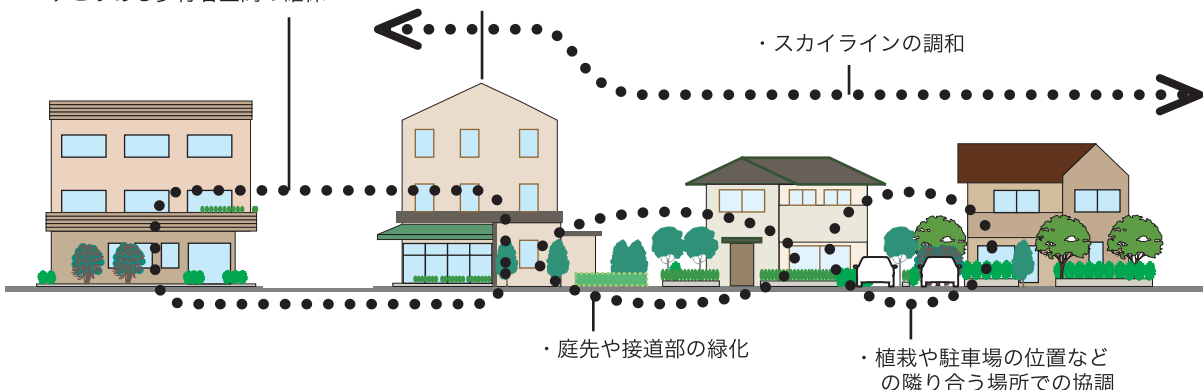
住宅地及び住宅を主として商業サービス施設等が混在する市街地

###### 【方針】

- ・ 周辺の自然と調和したゆとりと落ち着いたまち並みを形成する
- ・ まち並みと調和した住宅団地の景観を形成する
- ・ 商店街等では、賑わいととも周辺りのまち並みとの連続性が感じられる市街地景観を形成する

・ 商店街における低層部の賑わいの演出  
・ ゆとりある歩行者空間の確保

・ 住宅地に配慮した、高さや配置などの連続性の確保



Step 4

よりよい景観づくり  
に向けて工夫する

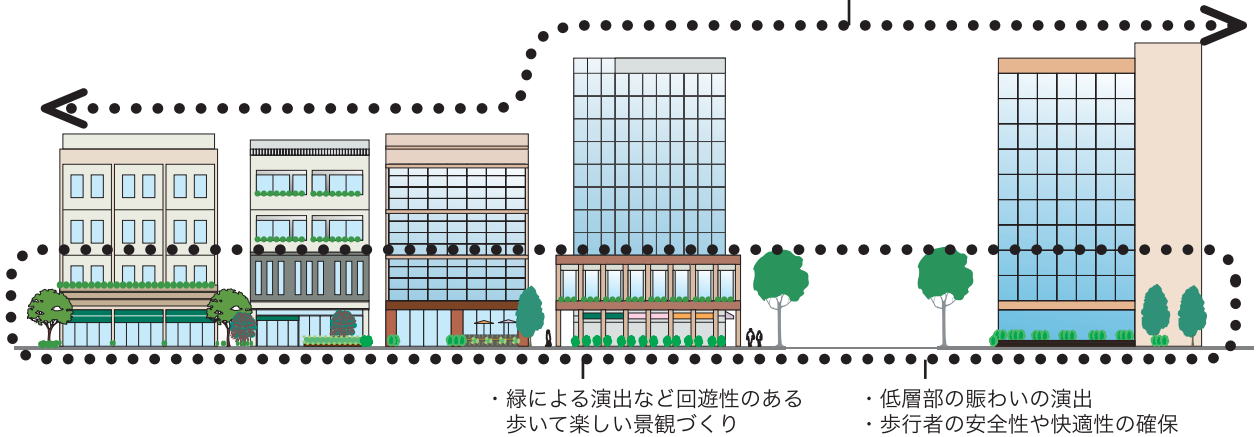
## ■商業系市街地の景観づくり

### 【対象】

駅周辺等に広がる商業業務機能の集積地

### 【方針】

- ・賑わいと個性のある商業地景観を形成する
- ・ヒューマンスケールを基調としたまち並みを形成する
- ・外壁の色彩や高さを整えるなどの風格が感じられる景観づくり



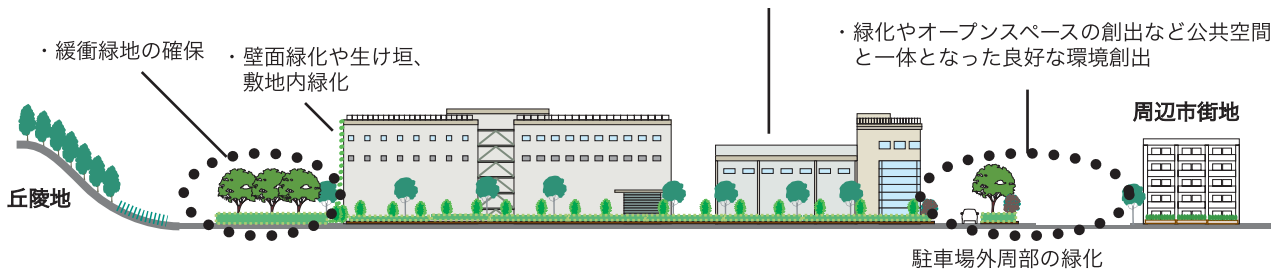
## ■工業系市街地の景観づくり

### 【対象】

工場や流通施設、研究施設等の集積地

### 【方針】

- ・周辺の自然や市街地と調和した景観を形成する
- ・複数の施設のデザインが調和した、親しみが感じられる景観づくり



## ■沿道系市街地の景観づくり

### 【対象】

主要幹線道路沿道で、住宅や商業サービス施設等が立地する地区

### 【方針】

- ・周辺環境と調和した、一定の秩序が感じられる景観を形成する
- ・後背の山並み・丘陵地への眺望の確保
- ・緑や眺望に配慮した建築物や広告物の色彩、大きさなどを整える
- ・道路から奥まった部分に駐車場を設置し、沿道のまち並みをつくる
- ・敷地境界部の緑化
- ・建築物、設備、広告物などを一体的にデザインする
- ・交差点部を意識したデザインや植栽

